

移行経済に関する一考察

—市場経済における制度の再認識—

山本 大輔

は し が き

1991年12月にソ連邦が崩壊した。このことにより、第2次世界大戦終了後から続いて来た東西冷戦が、西側諸国の勝利で終わったという評価がなされた。それと同時に、資本主義が社会主義に勝利したという声もきかれた。しかし、この資本主義という言葉は、いったいどのようなシステムを指しているのだろうか。新古典派経済学に基づいて、IMFがロシアに示した経済改革のことをいうのだろうか。それとも、現実の資本主義諸国のシステムのことを指すのだろうか。しかし、国によってシステムが異なる以上、いったいどの国のシステムを指すのだろうか。このように、資本主義がなにを指すかを明確に定義することは、旧社会主義国の人々だけでなく資本主義国の人々にとっても意外と難しいのではないだろうか。このことが、IMF主導の市場経済化が難航した一因ではないかと思われる。それゆえ、社会主義の崩壊という出来事は、資本主義諸国の人々にとって、あらためて資本主義システムとは何かを考える良い機会ではないだろうか。そうすることによって、従来の理論では見落とされていたものを認識できるかもしれない。これが、この論文の目的である。

第1章 計画経済の構造と限界

1. ソ連邦の経済システムの基本的構造とその特徴

最初に、1991年までのソ連邦の基本的な経済システムを述べることにする。計画経済に限られたことではないが、経済には実物過程（企業、消費者など）と制御過程（国家）の2つがある。この両者の関係が、市場経済と計画経済の間では異なるのである。この関係

を、財と情報の流れから見ることにする。

市場経済では、売手と買手の間で水平的に財と情報が流れ、また国家・消費者からは双方向に財と情報が流れる。しかし、計画経済では中央の計画機関や配分機関を介して売手と買手の間で、垂直的に大部分の財と情報が流される。また国家との関係で見ると、市場経済においても国家は経済計画を策定し影響を与えているが、その影響は部分的でありそして強制的なものではない。一方、計画経済では、国家が策定した経済計画が強制力の強い指令として企業に伝えられ、それによってのみ生産・分配・交換・消費が結び付けられる。その結果、次のような特徴を持つシステムが形成される。①企業の意志決定が国家の計画に従属する。②企業と国家との垂直的な結び付きが主要な経済調整機構となり、企業間の水平的な結び付きは限定的なものになる。③需給関係の調整が中央を介して行われ、価格の資源配分機能が存在しない。以上が計画経済の基本的なシステムの特徴である。

次に以下の3点について述べることにする。1つめは所有権についてである。ここでは、生産手段について考えることにする。ソ連邦においては、生産手段の私的所有は否定され国有と集団的所有（協同組合的所有）が認められていた。しかし、実際のところ両者は同義に扱われ、ソ連邦では工業生産高において国有が約90%を占めていた。従って、基本的にソ連邦においては私的所有権という概念は存在せず、国有という概念のみが存在していたといえる。所有という点においても主体が国家である以上、経済と政治は一体化している。その結果、経済改革の成否は政治に絶対的に依存することになり、経済改革には政治改革が不可欠になる。また、個人に対して経済的インセンティブが働かないため、一定の制約下でのレントシーキング⁽¹⁾が起これ、それが富の減少を招くことになる。2つめは、企業組織についてである。企業にとっては、前述の経済と政治の関係のため、計画の達成が最優先課題となる。さらに、企業間における横断的な取引の欠如や価格メカニズムが働かないことによる資源配分の非効率性が原因で、温情主義による国家からの過剰な投入財の配布や非公式または個人的なネットワークによる投入財の確保が、行われるようになる。このような事から生じるコストとリスクを避けるために、企業はそれらの内部化を図るようになる。この行動は、ロナルド・H・コースのいう「取引費用」⁽²⁾により説明

でき、ソ連邦のように市場の機能が極めて貧弱な場合は、企業規模が垂直的に巨大化するのはその点では合理的と言える。また、国家にとっても生産を確実に管理するためには、企業数は少ない方が都合がよいので、各分野単位で水平的に巨大化した企業が生まれ、寡占や独占が発生することになる。3つめは、社会的制度⁽³⁾についてである。また、社会的制度とは、あくまでも市場経済を支えるものを指しており、計画経済を支える制度は市場経済移行に際しては不適切なものであるという理由で含まれていない。従ってここでは、市場経済には社会的制度が存在するが計画経済には社会的制度は存在しないという前提で述べている。具体的には、自立した企業活動に相応しい企業規律や企業倫理の欠如、契約を守られなければならないという意識の欠如、公私の区別の曖昧さから生まれる公共物の維持管理の不徹底と公共物に対するレント・シーキング、先程の企業規律や企業倫理に関わる国家に対する依存・寄生心理、一党独裁の政治経済体制下での個別能力に対する抑圧から生じる個人の主体性の弱さ（企業家精神の弱さ）、契約などを強制的に執行させる公的または私的な制度の欠如、などが挙げられる。これらは、計画経済というシステムに伴って生まれたものではあるが、長期間存在することで制度自体に慣性（持続性）が生じている。従って、計画経済というシステムがなくなっても、存在し続ける制度である。以上が、ソ連邦の経済システムの特徴である。

2. 1991年までの経済改革とその評価

ゴルバチョフ政権下の経済改革は、ソ連経済の停滞を背景としている。例えば、ソ連邦の1人当たりの国富は、1960年55,000ルーブルから1988年31,000ルーブルへと44%減少した。またその改革は、2つに分けることができる。前半は、国有と計画経済という従来の方針の枠内でを維持しながら、その枠内で改革を行うというもので、1987年から1989年の時期がそれに該当する。後半は、今までの方針を放棄し、私有と市場経済を基本とするもので、1990年から1991年のソ連邦崩壊までの時期が該当する。

前半における主なものは、1987年1月に合弁企業と外資導入が認められた。1987年5月には個人副業が認められた。1988年1月に国

有企業法が施行され、企業への大幅な自主裁量を付与する独立採算制と自己資金調達制が認められた。同時期に、金融・銀行制度の改革が行われた。1988年5月には協同組合法によって、日用品とサービスの供給面において私企業が認められた。さらに、1989年に賃貸借（アレンタル）が認められ、生産手段の所有権は変更されないが賃借人は生産した財の処分権を手にした。改革前に比べて、所有と経営の多元化が進みまた、分権化や企業の自立性は拡大した。一方で、従来の集権制の枠は保持され回帰の傾向が認められた。だが、この改革の最大の功績は政治改革が同時に行われた点である。1で述べた様に、ソ連邦においては政治と経済が一体化している。この改革により、政治の経済に対する統制が弱まったことは重要である。

後半においては、まずソ連邦が経済改革国家委員会によるアルバキン案⁽⁴⁾を基にした「経済健全化プログラム」を策定した。続いて、「調整市場経済への移行構想」を1990年5月24日にルイシコフ首相が、最高会議で報告した。その内容は脱国有化の推進（必ずしも私有化・民営化とは限らない。）、国有財産の賃貸制度導入、国有企業の株式会社化、売却などにより国有財産の60%の脱国有化、食料品小売価格の平均2.1倍引き上げを含む価格改定、銀行貸出利子の引き上げ、新税制の導入により1990年から1996年の6年間で段階的に市場経済メカニズムを機能させるというものであった。しかしこの計画は失敗し、その結果、ゴルバチョフの人気は低下し、代わってロシア共和国のエリツィンが改革の主導権を握った。エリツィンは、1990年7月に「500日計画」を発表した。その内容は、①あらゆる経済活動や財産に対する権利の法的保護の保証 ②中小企業の脱国有化と大規模企業の株式会社化などによる脱国有化 ③補助金の削減、税制改革、銀行制度改革などの財政・金融政策 ④対外借款と外資導入による経済安定化、ルーブル切り下げやレート的一本化などの対外経済政策 ⑤あらゆる所有形態の同権、赤字ソフホーズの売却、土地市場や商品取引所の開設などの農業改革 ⑥主要商品の配給切符制、所得インデクセーション、援助プログラムなどの社会保障などである。ソ連邦の案と「500日計画」の間には、移行期間の長短と価格改定の2点を除けば、基本的に大きな違いはなかった。結局、両者は1990年10月に「ソ連の経済安定化と市場経済移行の基本方針」に統一された。しかし、この案は、経済の著しい悪化と政治的・社会的混乱のため実行できなかった。そして、こ

のような混乱のなかでソ連邦は崩壊し、独立国家共同体が成立した。

この一連の改革は、どれだけの成果をあげたかという点では極めて不十分な改革であった。ただ、この原因は改革の内容よりはむしろ他の点に在ったのではないかと思われる。具体的には、次のようなことがあげられる。①改革を始めた時点の経済状況の悪化は構造的なものであり、経済的には長期的改革が必要とされたが、一方で、政治的には短期のうちに成果が要求されたこと ②改革の内容が、ソ連邦とロシア共和国の間の政治的闘争の道具に使われてしまったこと ③政治家や経済学者や実務家たちは、ほとんどが市場経済について理論上の知識しか持っておらず、実体験が皆無であるために議論ばかりが先行して実行が伴っていなかったこと、などがあげられる。また、改革の内容自体は、後に行われるIMFによる経済改革での政策や、それとは異なる立場からの経済改革などと比べても大きくは異なっておらず、ある意味では評価できるのではないかとと思われる。

第2章 IMF型経済改革

1. IMF型経済改革とは

IMF型経済改革とは、IMFが国際収支赤字にみまわれている国に対して短期融資を行う際に、IMFがその国に対して条件として課す国際収支改善政策のことであり、「コンディショナリティ」と呼ぶ。また、ロシアのような巨額の援助を必要とする構造的赤字国の場合は、「IMFの触媒作用」⁽⁵⁾により資金を集めるためIMFの赤字国に対する影響力は極めて大きいと言える。それゆえ、IMFのことを「世界経済の警察官」と呼ぶこともある。以下、ロシアの場合を具体的に見ていくことにする。

1992年1月にロシア政府は価格自由化にふみきった。続いて、同年2月には「経済政策に関するロシア政府メモランダム」を、IMFに提出した。そして、これを基にIMFとロシア政府の間で交渉が行われ、同年6月にはIMFと大筋合意の上で「経済改革深化プログラム」が策定された。そこでは、第1段階から第3段階が設定

されており、第1段階（1992～93年）は「危機のもとでの発展」の時期で、経済の一層の自由化と財政・金融の安定化が課題となる。具体的には、価格自由化の一層の推進（ただし92年中は、エネルギー・一部運賃・住宅を除く。）、貿易取引に関する非関税障壁の撤廃（一部原料・燃料は除く）、GDP比3%までの財政赤字の削減、付加価値税の導入などの税制改革、通貨供給量の増加を月2～3%に抑制、ループルの交換性の導入、小売商業と日常生活サービス関連企業の80～90%を私有化、大規模企業の大部分の株式企業化とそれに続く私有化小切手などによる大中企業の私有化、土地売買制限の撤廃などが挙げられる。第2段階（1994～95年）は「国民経済の回復」の時期で、相対的に安定した自由価格や安定した交換性ある通貨を前提として、企業家的活動や競争の発展のための条件作りと制度的変革が行われる。具体的には、大中企業の60%が私有化され国有資産の80～85%が私有化小切手により無償での私有化が行われ、また、金融市場の設立、独占対策、社会保障改革などが行われる。これにより生産の落ち込みが止まりその増加が始まるとしている。第3段階（1996年～）は「経済高揚」の時期で、経済再建が主要課題となる。経済成長率が年3～4%になり、外貨の流入が順調になり経済が活性化するという自律的成長を想定している。以上がIMF型経済改革の内容である。

2. IMF型経済改革の特徴とその背景

まず、IMFの赤字国に対する経済調整プログラムの策定の流れを見ることにする。この時、IMFはそもそも国際収支調整を目的とした機関であり、さらに、国際収支の赤字はプログラムが実行に移されれば一時的なものに過ぎないという前提をおいている点が重要である。もちろん構造的赤字国に対しては、構造調整政策をプログラムに含めてはいるが、それらはあくまでも国際収支調整目標の実現の妨げにならない範囲でしか含まれない。それゆえ、プログラムの策定は金融を核としたアプローチとなる。それは、次のような手順で行われる。①対象国にどの程度の国際収支の調整努力が必要とされているのかをアセスメントする。②プログラムの結果、経常収支赤字が減少傾向を示し国際金融界の信認を回復しうるようなシ

ナリオと整合的な国際収支の調整目標を設定する。③ファイナンシャル・プログラミング⁽⁶⁾を用いて国際収支の目標を設定し、それと整合的な金融政策を設定する。これが大まかな流れであるが、実際はファイン・チューニングが必要でありそれは、IMFエコノミストたちの経験則により行われる。

このようにして策定されたプログラムの特徴としては次のような点が挙げられる。第1の特徴としては、マクロ経済安定化を最優先している点が挙げられる。その結果、財政・国際収支赤字、為替、金利、マネーサプライ、パリ・クラブのリスケといった項目に重点がおかれることになる。さらに、この安定政策を政治や社会などの非経済的要素と経済との関係を見捨てる形で実行している。第2の特徴としては、改革の期間が長くても3～4年とロシアの直面している問題に対してあまりに短いことである。このことは、金融面での問題のみを扱う場合ならば当然かもしれない。ただ、ロシアの場合は私有化などの構造的な問題も同じやり方、つまり政策を実行する速さを重視するやり方で対処する点に特徴があると言える。第3の特徴としては、「ショック療法」と呼ばれる考え方が挙げられる。「ショック療法」とは、改革で行われる政策は相互に影響しあうため、同時に行うことで相乗効果をねらうべきであるという考え方のことである。第4の特徴としては、市場に対する強い信頼が挙げられる。しかも、市場メカニズムをあらゆる対象国に対してその発展段階に関わらず導入しようとする点である。当然ながら、長年にわたって市場経済の経験のないロシアに対しても同様であった。また、その信頼があるがゆえに、自由化と私有化により政府介入を除きさえすれば、潜在的にある民間活力が噴出して経済が活性化すると考えている。以上が、IMF型経済改革の特徴である。上述のような特徴が、IMF型経済改革には存在するわけだが次に、その背景との関わりを考えてみることにする。

まず、理論的背景との関わりから述べることにする。IMFの経済理論は、新古典派経済学である。新古典派経済学とは、功利主義に基づく経済主体が所与の制約条件で効用極大化をめざし、その結果、最善な経済状態である完全競争状態つまりパレート最適が実現される過程を分析する学問である。つまり、新古典派経済学は一定の制度、つまり市場経済が成立しているということを前提にしている学問であるといえる。従って、新古典派経済学を改革に用いると、

経済状態の善し悪しは完全競争からの距離から測られることになり、政策の内容は市場を創設するためのものではなく、市場をより機能させるためのものになる。また、新古典派経済学は効率性を唯一の価値として、それ以外のものを非経済要素として分離して扱っている。それゆえ、新古典派経済学で現実に対処しようとする、経済と社会全体の関わりが無視されてしまうことになる。特に、改革を行うにあたっては実行者である政治と経済の関係が重要になってくる。この点に関しては、経済改革と政治動向は分離可能なものとして捉えられている。つまり、政治動向が経済改革に影響を与えることはあっても、その反対方向の影響はありえず、それゆえ政治動向の影響から経済改革を守るのが望ましいという姿勢をとることになる。

次に歴史的背景との関わりを述べることにする。IMFは、そもそも1944年に設立された国際収支の調整を行う機関である。当初は、短期的な国際収支の調整で済む国ばかりであった。それゆえ、IMFは、プログラムの策定に金融を核としたアプローチを採用し、またプログラムの実行期間を短かく設定するのである。しかし、オイル・ショックの発生により世界的な国際収支不均衡が起こった。それにより、IMFは低開発国援助を目的とする融資を行うようになり、低開発国に深く関わるようになった。さらに1980年代になると、累積債務国の国際収支赤字が発生するようになり、国際収支不均衡は適切な改善策を行えば短期間で解消するという前提と現実の間にずれが生じ始めた。一方で、先進国間での民間資本異動が活発化したことで、先進国はIMFの融資に依存する必要がなくなり、IMFは低開発国を対象とする援助機能的性格を強めざるを得なくなった。つまり、IMFは、その業務が本来の為替政策の協調や国際通貨体制の改革や国際収支調整などから、低開発国などの構造的赤字国の援助に変わったにもかかわらず、その手法・理論を基本的に変えなかったということである。

3. IMF型経済改革に対する批判

上述のように、IMFはそのさまざまな背景から、現在のような特徴を持つようになった。ここでは、ロシアの市場経済移行を主導

する機関としてのIMFに対する批判や問題点を述べることにする。第1に挙げられる点は、問題の背後にある構造的側面をとりあげないことである。つまり、IMFがコンディショナリティとして課す政策の実行状況は、3カ月から6カ月ごとに厳しく調べられ、約束どおりに行われていなかったから、その段階で融資は打ち切りとなるわけだが、その時、IMFはインフレ率や財政赤字といった短期的指標のみをとりあげて融資の可否を判断する。このことには、IMFがもともと国際収支調整のための機関であるという性格が一因であると思われる。このような性格であるIMFが、市場経済移行という極めて構造的問題を扱っているということは、大変不幸なことではないかと思われる。とにかくその結果、構造的問題に対処できる長期計画といったものはおろそかにされてしまう。これでは、市場経済移行に適切に対処できるとは思えない。第2に挙げられる点は、IMFがその理論的背景としている新古典派経済学は、そもそも市場経済移行というシステム自体の改革には適していないのではないかということである。新古典派経済学とは、最初から市場というシステムが整合的に存在していることを前提としている。それゆえ、新古典派経済学においては、どのようにしてこの市場というシステムは形成されまた、市場においてある制度がどのような理由で存在しているかということが扱われることはない。つまり、市場システム自体に関する分析が新古典派経済学には存在しないのである。市場というシステムがどのようなものか、認識されていない理論によりシステムを導入しようとすることは、方法論上矛盾していると思われる。第3に挙げられる点は、経済と非経済を分離している点である。これも、IMFの理論的背景である新古典派経済学と関係があるといえる。先程も述べたことだが、新古典派経済学は効率性を唯一の価値基準としそれゆえに、数学的厳密性を高めることには成功したと言えるがそれは同時に、数学的に示すことができない物を切り捨てることにつながった。その1つの例が経済と政治の分離である。このような考え方は、市場システムを導入するさいには適切なものとは言えないのではないだろうか。システムとは、市場経済に限らず計画経済においても存在するものであり、システムと社会は密接に関係しており、相互依存性がある。さらに重要なことは、どのようなシステムであれそのシステムが存在する社会においては、そのシステムは一定の合理性を持っている。そのために、

システムを変えただけではあまり意味がなく、かえって、今まであった社会とのつながりが突然なくなることになり、混乱を招くことになってしまうのである。IMF型経済改革開始後のロシアの極度の混乱は、このことが一因であると思われる。最後に挙げられる点は、市場の存在とロシア国民の市場に対する反応についての見方のことである。IMFにおいては、市場というものは計画経済においても存在しているが、計画経済では政府規制などにより市場が抑圧されている点が市場経済と異なっていると考えられていた。それゆえ、規制の撤廃などの改革を行えば、市場経済と同じように市場が機能し国民もそれに適切に対応できるということになる。これは、市場を支える様々な有形無形の制約の存在を無視した考えであると言える。そのような制約が存在しない市場は、形式的なものにすぎず実質的には意味がないものである。また国民の市場に対する反応についての見方に関してであるが、IMFは、「経済人＝ホモ・エコノミクス」としてのロシア人は、市場経済国の国民と何ら変わらないとして、ロシア国民は市場経済に適切に対応しているとしている。しかし、この見方は余りに楽観的ではないだろうか。確かにロシア国民も個人の効用最大化を図ろうとするであろう。しかし、国民の大多数が市場経済の経験を持たない場合は、その経済行動は同じ目的であっても市場経済下のものとは違うものである。具体的には、レント・シーキングなどの共有財産に対する侵害、契約の順守といった商業上のルールが無視などがある。これらは、果たして市場に対する適切な反応といえるだろうか。このようなことが起こるのは、市場を支える公的または私的な制約が存在しないからであり、IMFの楽観的な見方はこの制約の役割を見落としたことが原因である。

第3章 新制度派経済学

1. 新制度派経済学とは

第1章において、ロシア経済の特徴などが明らかにされつついて第2章では、新古典派経済学ではその特徴を捉えるには不十分であ

ることが明らかにされた。そこで、新たな理論として新制度派経済学を取りあげてみることにする。以下、新制度派経済学とはどのような理論か説明することにする。

新制度派経済学を説明するには、まずコースについて触れなければならない。コースの主張は、彼の代表的論文「企業の本質」（1937年）と「社会的費用の問題」（1960年）の2論文の中に示されている。前者においては、「そもそもなぜ企業は存在するのか。」という問題提起が出発点になっており、経済主体が市場を用いる時にかかる費用を「取引費用」と定義し、企業などの組織はその取引費用を節約するために、市場取引の一部を内部に取り込んで、組織内決定を行う経済主体としての位置を占めるとした。企業はそのためにも生まれるとした。つまり、伝統的経済理論では、社会の資源配分機能を市場が担い、企業はインプットをアウトプットに変換する装置としか捉えていなかったのに対して、コースは市場の他に組織も資源配分の役割を果たしているとしたのである。（脚注(2)を参照）後者においては、所有権などの法的枠組みの効果を経済学的に分析する手法を示したもので、後に「コースの定理」と呼ばれるものである。この定理の焦点は、所与の権利の割り当てが市場や個別交渉による効率的資源配分といかなる関係にあるかを示した点にある。一般に知られている部分はその前半部分で、取引費用ゼロならば両者は相互に独立になり資源配分の効率性が権利の割り当てに関わらず達成されるというものである。しかし、ここで重要なのは後半部分である。つまり、取引費用が現実には存在する以上、初期の権利の割り当ては資源配分に影響を与え、ある法制の下での最適配分が別の法制の下では最適ではないという事態が起こり得るということである。以上がコースの主要な論点であるが、そこでは「取引費用」や「コースの定理」といった伝統的経済理論には無い視点を提示する一方で、「限界費用論争」（1946年）に見られる様に伝統的経済理論と共通の手法を用いており、伝統的分析と制度派的分析とをつなぐ役目を果たしているといえる。

続いて新制度派経済学自体について述べることにする。新制度派経済学は、新古典派経済学と制度派経済学を総合しようとしたものであるといえる。つまり、従来の価格理論を拡張・一般化してそれを経済的・政治的諸制度に適用しようとする試みであると言える。ただ、適用にも2つのやり方が存在しており、1つは現在存在する

制度に適用するやり方で、もう1つは制度変化の検証に適用するやり方である。前者のやり方においては、取引費用や情報費用⁽⁷⁾などの概念を分析手段として用いて次のような事を研究する。それは、所有権などの社会的制度が、経済行動・資源配分・均衡結果などどのような影響を与えるのだろうかということや、同一の法的枠組みの中においてさえ経済組織の形態が経済活動のタイプごとに異なるのはなぜだろうかということである。後者のやり方においては、現在ある生産や交換を支配する基本的な社会的・政治的制度の変化の過程を調べることで、変化前の制度を支えていたルールや慣習の役割を研究する。

以上が新制度派経済学の概要であるが、新制度派経済学は今のところはまだ入門的な段階にあり理論として体系的に確立されているわけではない。そこで、新制度派経済学で市場経済移行を批判する際には、そのまま適用するのではなく、新制度派経済学で示された基本的な概念を用いて、市場経済移行を批判してみることにする。ただし、新制度派経済学はIMFの理論的背景である新古典派経済学を完全に否定しているわけではなくむしろ、新古典派経済学の領域を拡大しているという点を強調して、新制度派経済学の説明を終わることにする。

2. 新制度派経済学からの批判

ここで具体的に取り上げるのは、私有化政策・産業組織・社会的慣習の3つである。これらの分野は、IMF型経済改革で取り上げられた分野もあればそうでない分野もあるが、改革の評価を行い、どうすべきかを述べたいと思う。

最初に私有化政策から述べることにする。私有化政策とは、それまで共有つまり国有財産として所有権が設定されていなかった財産に所有権を設定することをいう。ロシアにおいては次のような方法で私有化政策は行われた。一連の私有化政策において基本的枠組みを定めたのは1991年7月に制定された「ロシア共和国における国有および公有企業の私有化に関する法律」である。それによると、私有化には基本的に4つの方法があり、①公募売却 これは、ロシア連邦国有資産管理委員会の当該地方機関が購入者に一定の条件付き

で売却する方法である ②競売 これは、購入者が資産取得後にその利用に関していかなる条件も要求されないもので、最高値をつけた者が購入する方法である ③公開株売却 これは、国有・公有企業を株式会社に再編後、国有保有株の売却という形で行われる ④契約 これは、買取権付賃貸借契約により賃貸しされている企業に適用される方法で、私有化に際しては当該労働集団に対する優遇措置がその契約に定められている場合が多い の4方式がある。また、私有化の実施構想は前述の「経済改革深化プログラム」において基本的な点は定められている。そこでは、1993年末までにロシアの全生産的資産価値の30%以上、94年末までに50%、95年末までに60%以上が私有化されるとしている。そして、私有化方式としては無償制と有償制の併用が原則とされているが、私有化の最短期間での遂行や私有化への社会的支持の確保などの点から無償制が断然重視されており、全生産資産の80~85%が無償制により私有化されている。このように、実施面に関しては「私有化の課題は、3~4年以内に、基本的に解決しなければならないしまた解決しうる。」という言明から明らかなように私有化の最大限の加速化と大部分の資産の無償私有化の2点が特徴として挙げられる。その他の点では、私有化企業の従業員に対する優遇措置が挙げられる。いくつかの種類があるが、最大で定款資本の51%までの議決権付き普通株を優先的に取得する権利が与えられる。以上が、私有化政策の概要である。私有化政策の目的は、企業・個人に財産に対する所有権を認めこれを保護することで、企業・個人に経済活動に対するインセンティブつまり企業家精神を起こさせ社会全体の富の拡大を図ろうとした点にあると思われる。しかし、前年比実質GDP成長率でみると、私有化政策の始まった1992年はマイナス19.0%、93年はマイナス12.0%、94年はマイナス15.0%と大幅な減少が続いており、目的は達成されていないと言える。なぜそのようなことになったのだろうか。理由は大きく分けて2つ考えられる。それは、所有権を設定することの目的と所有権の維持に必要な仕組みの2つである。前者から述べることにする。インセンティブをおこすという目的は誤りではないが、その他に共有財産に対するレント・シーキング(脚注(2)を参照)の防止が挙げられる。実際は、私有化政策により従来から行われていたレント・シーキングによる成果を確立させ、さらなるレント・シーキングを助長する結果になってしまった。つまり、今まで

はあくまでも所有権を認めないことによる制度上の一定の制約が存在したが、私有化政策の実行後は所有権が公認されたことで従来の地位を確保⁽⁸⁾できた者による企業自体の私物化が起こってしまったのである。これでは、外部の者が経営に参加することが起こりにくくなり、そのことが資源（共有財産）の最適利用を妨げる状態⁽⁹⁾を招いている。これが、社会全体の富の減少を招く一因であると言える。続いて、所有権の維持に必要な仕組みの点から述べることにする。所有権を支える仕組みとは具体的にはどのようなものを指すのであろうか。非公的なものは慣習のところで後で述べることにして、ここでは公的なものに限定することにする。そうすると、所有権に関する法令の整備、司法制度、所有権を確立した財産を売却などの処分を行うための流通市場などが挙げられる。基本法は制定されているが、実施段階においてロシア政府自身の試行錯誤や社会的配慮や政治的対立などから、法令間の不整合や法規の朝令暮改が起こっており混乱を招いている。このことは、もともと不安定なロシア政府に対する支持をさらに弱めることにつながっており、所有権の定着を妨げている。不安定な所有権はかえって不確実性を高めることになり、取引費用の上昇を招き市場の縮小や企業規模の拡大を招く（この関係は後で説明する。）ことになり問題である。続いて、司法制度について述べることにする。司法制度とはいってもなく個人の法律上の権利や私人間の何らかの契約が守られなかった時に、最終的に国家が強制的にその権利や契約の実現を保証する制度である。どのような社会でも権利や契約を破る者は存在するが、司法制度の存在によって大多数の者はそれらを破らないのである。契約は直接所有権に関係する訳ではないが、所有権の処分は契約の形で行われる以上両者は密接につながっており、あらゆる形態の経済行動の基礎を所有権と契約は構成するものである。それゆえ司法制度により所有権や契約の履行が最終的に保証されることは、市場における取引費用を引き下げ分業と交換に基づく市場の発展をもたらすのである。最後に、流通市場について述べることにする。流通市場を支えるのは、法務・財務・通信・運輸などのいわゆるサービス産業である。しかし、これらの産業は他の産業とは異なりソ連邦の時代から引き継いだものが貧弱あるいは存在しないことが多い。流通市場の果たす役割は大きく、活発化することは所有権の価値の安定や上昇につながり整備を急ぐべきである。要するに、私有化政

策とは単純にそれまで共有財産だった物に所有者を設定すればそれで終わりというわけではなく（設定という作業が簡単であるという意味ではない。）、設定した所有権を維持し活用するための作業が伴わなければ意味がなく、それは政府にしかできないことなのである。

次に、産業組織について述べることにする。ロシアの産業組織は一般的にいて極めて結合度が高く、1産業1企業などの独占や寡占といった水平的結合だけでなく、1企業で1通りの製造・流通過程を持つ垂直的結合が存在する点に特徴がある。ロシア政府の独占対策としては、市場において支配的な地位を占める企業については約2000社を対象にした登録制度を設け、価格変更について届け出を義務づけるという構造規制的政策を行っている。また株式所有や合併に関する規制も存在するが、これらは緩和の方向にありそして大統領令などの他の法令によって適用されない事もある。さらに、この登録制度では多くの場合、これらの企業で生産されている一部の製品しか含まれておらず、この程度の政策で十分であるかどうかはきわめて疑問である。そもそもロシアの企業がこのような巨大化しているのは、ソ連邦時代の統制の影響もあるが崩壊後も巨大化したままである以上、ロシア経済自身に原因があると思われる。計画経済から市場経済に法的制度が変わったとは言っても、市場における取引の状態はそれに伴ってすぐに変わる訳ではない。基本的にソ連邦では、取引は価格ではなく命令によって行われていた。企業にとってはその命令は絶対であったので、命令達成のために確実に原材料や労働力を確保する必要があった。しかし、企業間取引は様々な理由から不確実性が高かったが一方で、企業内ならば指示で確実に管理できるために製造過程の川上の部分を内製化していった。これは、市場（このように呼べるものがあるとすればの話である。）での取引費用が、内製化に伴う費用つまり内部統治費用⁽¹⁾よりも高かったということを意味する。この点に企業の垂直的結合の経済的合理性が存在したのではないかと思われる。一方で水平的結合についてであるが、これはソ連邦時代の官庁にとって産業の支配に都合がよいという理由で成された側面が強く経済的合理性は存在しないと思われる。現在においては、まだ市場経済がソフトの面で定着しておらず（この点については次の慣習の所で触れることにする。）、また、通信・流通といったハード面の整備も不十分でさらに先程述

べた所有権の安定性も完全とはいえないのでそれゆえ、市場での取引に関する不確実性は依然として高いつまり取引費用は高いと言える。それゆえ垂直的結合は現在も経済的合理性があり存続させてもよいのではないかと思われる。しかし、政府の統制が無くなった以上、水平的結合は解消させる必要があると考えられる。水平的結合は安易な製品価格の値上げによるコスト＝プッシュ・インフレをもたらしており問題である。一部には規模の経済性を重視して解消に慎重な見方もあるようだが、市場経済にふさわしい企業家精神を持つ経営者は少数でまた、巨大であるためにその内部統治費用は極めて高いのでこれらの点を比較衡量すると、社会的に見れば水平的結合は解消させても問題ないと思われる。

最後に慣習について述べることにする。慣習とは、基本的に私人間に存在するものである経済システムに特有なもので、しかも慣習はそのシステムにおいては一定の経済的合理性を持っているという特徴がある。従って仮に、全く同じ制度を異なるシステムに導入したとしてもそこに存在する慣習が異なる以上、同じ結果は得られないだろう。第1章で挙げられているが具体的には、①契約などの私人間の取り決めに破ることに対するマイナスの意識、②国家と企業の関係に関する意識などが挙げられる。この中にはこれまでに触れて来たものもあるが、ここで詳しく述べたいと思う。まず、①について説明することにする。先程、契約の履行についての司法制度の役割に触れたが、司法制度はあくまでも最終的なものでごく一部の契約の履行にしか関わっていない。大多数の契約の履行は、このマイナスの意識が共通認識として人々の意識に存在することで成り立っている。しかし、約80年間計画経済が続いたロシアの場合、この意識は存在していないといっても過言ではない。なぜなら、計画経済では人々は政府の命令（ノルマ）に従わなければならないとは考えても、企業間の取り決めつまり契約を守らなければならないとは考えてはいなかった。ノルマを達成すればボーナスなどの報酬が与えられるが契約の達成にはインセンティブもディスインセンティブも存在しなかったのがその理由であり、その意味では合理的行動であったといえる。この状態で、今まで唯一比較的人々が守ってきたノルマを撤廃して、後は自由にやって下さいでは契約が順調に履行されるはずもなく、個人の欲望の赴くままに勝手に人々が行動するだけのことである。つぎに②について説明することにする。計画経

済下における国家と企業の関係を示す言葉に「ソフトな予算制約」というものがある。これは次のような状態のことを指す言葉である。計画経済下においては、企業にとって政府から与えられたノルマを達成することが絶対である。これは銀行といえども例外ではなく、銀行は政府が決定する融資計画に従って企業に融資する。もちろん、融資計画は政府が企業に課したノルマを資金面で裏付けるものである。従って、融資をする側も受ける側にも市場経済には当然にある金融規律というものは存在しなかった。このような資金の流れがあるため企業は、資金不足になると補助金や銀行の融資に頼るようになりコスト意識が生まれない。この状態を「ソフトな予算制約」という。この意識も計画経済に特有な状態で、そのシステムの下では合理的な意識であった。この意識では市場経済になると企業は、コスト上昇を安易に製品価格に転嫁するか補助金や銀行の融資に頼るかの行動をとるであろう。企業はコストをいかにして削減したらよいのかに関するノウハウを全く持っていないというのが、その理由である。この「ソフトな予算制約」は全産業にわたっており、これを制度的に廃止するつまり急激な金融引き締めは大規模な企業倒産を引き起こし社会不安を招くおそれがあるといえよう。以上、2つの具体例を見てきたがこの2つの例を見ただけでも、もともとある慣習と異質なシステムが機能することが困難であることが分かるのではないだろうか。従って、短期間で市場経済化を実現しようなどということは無人島ならともかく、何らかの市場経済と異なる社会が存在する以上不可能である。

3. 結論

ここまでで新古典派経済学にかわる新しい手法として、新制度派経済学を提示しその中のいくつかの概念を使用して市場移行政策を検証してきた。この検証により、新古典派経済学は市場という制度自体を分析するものではないため、市場移行政策の理論としては向いておらずむしろ新制度派経済学の方が、市場という制度の仕組みを的確に捉えており市場移行政策の理論として向いていることが明らかにされた。新制度派経済学は理論としては十分に確立されたものではないので、市場の一部しか分析することができなかった。し

かし、その分析により取引費用・所有権・企業組織・慣習などの市場を構成するものの役割が明らかにされ、市場に対する認識が新古典派経済学のものと比べて新たにされたことは論文の目的が達成されたのではないかと思われる。ロシアは今後どのような方向に進むのであろうか。その問の答えとして次のことを述べることができるのではないかと思う。それは、1992年1月に始まった市場移行政策が6年目をむかえ、ようやくその効果が現れる環境が整ったのではないかと思われる。というのは、6年間様々な既存の制度との摩擦は存在したが、既存の制度に向けたシステムはなくなり既存の制度の合理性は徐々に消滅した一方で、市場経済の方は、6年間存在することで市場経済に向けた新たな制度ができその合理性が高まったために、市場経済下で合理的な経済主体が成長しつつあるからである。計画経済の経験の薄い年代がそれに当たる。その経済主体は、独立した精神つまり企業家精神や企業規律などのソフト面において市場経済の企業と変わらない主体である。この段階でやっと市場経済が、人々の意識というソフト面でシステムと合理性を持つものに支えられるようになったといえる。この様な経済主体が社会に多数存在することによって市場は形成され維持されて行くのである。従って、今後ロシア政府は市場におけるこうした経済主体の育成に努めなければならない。これが、市場経済移行の実現に最も有効であるといえる。

《脚 注》

- (1) レント・シーキングとは、コミュニティのネットに対する個人々の貢献がマイナスでありながら、同時に彼らが自分たちの個人的な富を増やそうとする試みとして定義される。
- (2) コースはある取引が市場で行われている時、その取引を市場で行う際にかかる費用を取引費用と定義し、その取引費用と取引を企業内に組織化する費用を比較し、後者の方が安い時に企業は存在するとし、企業は両者が等しくなるまで取引を組織化し、等しい点で企業規模が決まると考えた。
- (3) ここでいう社会的制度とは、ある経済システムを支える私的な制約、つまり個人間にある慣習や個人の持つ意識とその慣習や

意識に反する行為に対する公的または私的な制裁の仕組みのことである。

- (4) 1989年10月に提出され、1990年から1995年までの6年間で市場原理の導入、生産手段の私有化、国有企業の株式会社化促進、価格システムの弾力化による競争原理の拡大などを内容とする現実的な案。
- (5) 現在、「パリ・クラブ」などの国際金融界はコンディショナリティ付きのIMF融資が承認されることを支援の条件にするため、IMF融資の承認が国際金融界からの支援を引き出す役目を果たしていることをいう。
- (6) 会計上の恒等関係に基づくアプローチで、{ネット対外資産増減(=国際収支)+ネット国内信用の増減}={通貨需要}を使用する。つまり、暫定的に仮定した経済成長率と物価上昇率の下で算出された通貨需要とシーリングを設けたネット国内信用を、この式に代入して国際収支の目標を設定する手法をとる。
- (7) 広義の取引費用の概念に含まれるものであるが、ここでは情報の不完全性から起こる不確実性に伴って生じるものを指す。
- (8) 私有化の方法には①～④の方法があるがそのうち、③の方式における労働者に対する優遇措置の利用、一部の従業員による情報不足と混乱に乗じた横領、①②の方式における企業側と国家機関(ロシア連邦国有資産管理委員会などの私有化政策の担当機関)の間での癒着などの手段で行われている。
- (9) 実際、経営者はコスト意識が低く製品価格の上乗せを安易に行うなどの経営を行ったりしており、企業家精神は未発達のままであると言える。
- (10) 企業内での資源の管理費用や意志決定にかかる費用を指し企業規模が大きくなるほどその費用は大きくなると言える。

《参考文献》

- 青木昌彦編 1977 『経済体制論 第I巻』 東洋経済新報社
- Eggertsson, Thráinn., 1990, "*Economic Behavior and Institutions*", Cambridge University Press. [竹下公視訳 1996 『制度の経済学——制度と経済行動』 晃洋書房]

- 大野健一, 大野泉 1993 『IMFと世界銀行——内側からみた開発金融機関』 日本評論社
- 大野健一 1996 『市場移行戦略——新経済体制の創造と日本の知的支援』 有斐閣
- 1993 「市場経済導入の基本問題——学際的考察のための素描」『社会科学研究』 45巻第2号 東京大学社会科学研究所
- 大野泉 1995 「市場導入戦略と移行パフォーマンス——グラジュアリズムの再評価」『開発援助研究』 第2巻第1号 海外経済協力基金開発援助研究所
- 小川和男, 渡辺博史 1994 『変わりゆくロシア・東欧経済——市場化の試練と西側の対応』 中央経済社
- 小野堅, 岡本武, 溝端佐登史 1995 『ロシア・東欧経済——体制転換期の構図』 世界思想社
- 久保庭真影 1994 「ロシア経済の構造——1990-1993年」『経済研究』 第45巻第2号 一橋大学
- 経済企画庁編 1995 『世界経済白書』
- 国際通貨基金 1992 『IMFロシアレポート』 「経済セミナー増刊」 日本評論社
- Coase, Ronald, H., 1988, "*The Firm, the Market, and the Law*", The University of Chicago. [宮沢健一, 後藤晃, 藤垣芳文訳 1992 『企業・市場・法』 東洋経済新報社]
- 酒井邦雄, 寺本博美, 吉田良生, 中野守編 1995 『制度の経済学』 中央大学出版部
- Sachs, Jeffry., 1993, "*Poland's Jump to the Market Economy*", MIT Press.
- 1995 「ロシアの失敗、中国の成功？」『週刊東洋経済』 3月4日号
- 西村可明 1993 「ロシアにおける私有化政策」『経済研究』 第45巻第2号 一橋大学
- 1994 「ロシアにおける私有化の進捗状況(1)」—— 第45巻第3号 ——
- North, Douglass, C., 1990, "*Institutions, Institutional Change, and Economic Performance*", Cambridge University Press. [竹下公視訳 1994 『制度・制度変化・経済成果』 晃洋書房]

- 溝端佐登史 1996 『ロシア経済・経営システム研究——ソ連邦・ロシア企業・産業分析』 法律文化社
- 森田常夫 1994 『体制転換の経済学』 新世社
- 山村理人 1992 『ロシアの経済改革』 岩波書店
- 米村紀幸, 西村可明編 1992 『ロシアの市場経済化』 サイマル出版会

あ と が き

世界史において現在は極めて貴重な時代であるといえる。つまりある経済システムが、短期間のうちにしかもあらかじめ定められた計画に従って別の経済システムに移行しようとしているからである。これにより市場経済の国に生まれた者にとっては、改めて市場経済の素晴らしさを知ることになりまた、もともとは人間の造った様々な制度の間に、個人では想像することのできない複雑な関係が存在していることに気づかされる機会になった。この個人では想像もつかない複雑性が個人的推測ではあるが、アダム＝スミスのいう「神の見えざる手」ではないかと私には、思われたのである。この論文ではその「神の見えざる手」には遠く及ばなかったが、少しでも近づくことができれば論文製作の苦勞も報われるのではないかと思う。